

町内保育施設利用保護者 各位

幕別町長 飯田 晴義

町内保育施設における新型コロナウイルス感染症への対応に伴う協力等について（お願い）

日頃より、町内保育施設における新型コロナウイルス感染症の感染防止にご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

十勝管内においては、新型コロナウイルス感染症の感染確認が続いており、町内保育施設で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合には、保育施設と町とで施設内の感染状況等の情報を共有し、保健所の指導のもと、必要な対策を講じてまいります。

つきましては、下記について確認いただくとともに、適切な対応を行うため、保護者の皆様にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 保育施設への連絡について

登所児童が感染された場合など、別紙の「事由」に該当する場合は、保健所の指導に基づき、必ず利用の保育施設に連絡願います。なお、提供いただいた情報については、新型コロナウイルス感染対策のみに利用し、それ以外の目的では使用しません。個人情報保護の観点から取扱いには万全を期してまいります。

2 登所児童・施設職員及び保育施設の対応について

登所児童や施設職員が感染された場合など、別紙の「事由」に該当する場合は、別紙記載の「対応」のとおり、登所・出勤停止、又は保育施設の臨時休所等の必要な対策を講じてまいりますので、ご理解とご協力をお願いするとともに、その際は家庭保育等についてご協力をお願いいたします。なお、臨時休所等を行う場合は、各保育施設からお知らせいたします。

3 登所児童の体調管理等について

(1) 登所児童の体調管理に今一度、協力をお願いいたします。登所前の検温において発熱の症状や呼吸器症状の発症などの体調不良が確認できた場合は、保育施設の利用を控えていただきますようご理解願います。

(2) 喘息やアレルギーにより呼吸器症状が出やすい場合は、ご利用の保育施設に相談願います。

連絡先 幕別町住民福祉部こども課
TEL:0155-54-6621 FAX:0155-55-3008
E-mail:kodomoka@town.makubetsu.lg.jp

【別紙】

該当事由	登所児童・施設職員の対応	保育施設の対応
① 登所児童・施設職員の 感染が確認 された場合	登所・出勤停止 （保健所や医療機関の指示による健康観察期間）	臨時休所 （保健所の指示のもと施設消毒や濃厚接触者の特定のため必要な期間）
② 登所児童・施設職員が 濃厚接触者 ※1に 特定 された場合	登所・出勤停止 （保健所の指示による健康観察期間）	通常保育、状況により臨時休所 （保健所の指示のもと施設消毒や濃厚接触者の特定のため必要な期間）
③ 登所児童・施設職員が 濃厚接触者 ※1と 疑われる 場合※2	自宅待機 （保健所の指示により濃厚接触者に特定されないと判明されるまでの間）	通常保育
④ 登所児童・施設職員の 同居家族の感染が確認 された場合	自宅待機 （保健所の指示により濃厚接触者に特定されないと判明されるまでの間）	通常保育、状況により臨時休所 （保健所の指示のもと施設消毒や濃厚接触者の特定のため必要な期間）
⑤ 登所児童・施設職員の 同居家族が濃厚接触者 ※1に 特定 された場合	自宅待機 （保健所の指示により濃厚接触者に特定されないと判明されるまでの間）	通常保育
⑥ 登所児童・施設職員の 同居家族が濃厚接触者 ※1と 疑われる 場合※2	自宅待機 （保健所の指示により濃厚接触者に特定されないと判明されるまでの間）	通常保育

※1 「濃厚接触者」とは、新型コロナウイルス感染者と、ウイルスが感染する可能性がある期間（発症2日前から）に、マスクや手袋などの感染予防策をせずに手で触れたり、1m程度以内の対面で15分以上接触があった場合など、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指します。（最終的には保健所の判断になります。）

※2 「濃厚接触者と疑われる場合」とは、感染者と「濃厚接触者」に特定される同等の「期間」、「距離」及び「時間」の接触が疑われる場合を指します。（保健所の判断で、「濃厚接触者」か「それ以外」の判断が出るまでの方になります。）